

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年6月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800649号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900016号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年1月2日、喪失年月日を平成6年8月1日とし、標準報酬月額については、昭和61年1月から同年9月までは28万円、同年10月から昭和62年6月までは30万円、同年7月から平成元年11月までは47万円、同年12月から平成3年9月までは50万円、同年10月から平成6年7月までは53万円とすることが必要である。

昭和61年1月2日から平成6年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月2日から平成6年8月頃まで

請求期間について、私は、氏名をB、生年月日を昭和30年*月*日として、A社において勤務し、厚生年金保険に加入していた。

請求期間当時の年金手帳、建物賃貸借契約書及び職場旅行の写真等を提出するので、調査の上、請求期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、Bと名乗り、A社に勤務した旨主張しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者が当時、使用していたとする氏名(B)及び生年月日(昭和30年*月*日)と一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(昭和61年1月2日資格取得、平成6年8月1日資格喪失、以下「未統合記録」という。)が確認できる。

また、請求者から請求期間当時の自身であるとする写真の提出があり、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間に被保険者記録のある者に照会し、複数の者から回答を得たところ、このうち3人は写真の者は請求者であり、A社において店長又はマネージャーとして勤務していた旨回答している。

さらに、請求者は、A社には妻と一緒に勤務していた旨陳述しているところ、請求者から提出された昭和62年8月*日付け建物賃貸借契約書を見ると、借主氏名欄にはBと記載されており、その住所は戸籍謄本により確認できる請求者の妻の住所と一致している上、借主保証人欄には同社の事業主印が確認できることから判断すると、請求者がBとして同社に勤務していたことがうかがえる。

加えて、請求者は、上記未統合記録に係る年金手帳を所持しているところ、オンライン記録において、未統合記録の氏名、生年月日及び性別の全てが一致する厚生年金保険被保険者記録は、当該未統合記録のほかに見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、BとしてA社に勤務していたことが推認できることから、前述の未統合記録は、請求者の記録とすることが妥当であり、同

社の事業主は、請求者について、昭和 61 年 1 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成 6 年 8 月 1 日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から昭和 62 年 6 月までは 30 万円、同年 7 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から平成 3 年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から平成 6 年 7 月までは 53 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800672号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900018号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年4月1日、喪失年月日を平成28年3月1日とし、平成27年4月から平成28年2月までの標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成27年4月1日から平成28年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年4月1日から平成28年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年4月1日から平成28年3月1日まで

請求期間においてA社に勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及びタイムカード、同社の事業主の回答及び陳述等から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額並びに日本年金機構の回答から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失に係る届出を年金事務所に提出しており、請求者に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800690号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900009号

第1 結論

昭和57年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年10月から昭和61年3月まで

昭和57年9月末に勤務していた事業所を退職後、A県B市へ転居し、入籍した。

昭和57年10月又は11月頃、私が自身の国民年金の加入手続を行い、その後、請求期間に係る国民年金保険料の納付を行ったが、当該加入手続場所、当該保険料の納付時期、納付頻度及び納付方法について覚えていない。

請求期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年9月末に勤務していた事業所を退職後、B市へ転居し、同年10月又は11月頃、請求者自身の国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される場所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は昭和61年8月11日にC県D市において夫婦連番で払い出されており、請求者の当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年7月又は8月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間のうち婚姻日(昭和57年11月*日)以降の期間については、配偶者が厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の任意加入の対象となる場所、請求者が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日は昭和61年4月1日と記載されており、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者資格取得日と一致している上、当該資格取得に係る処理日は同年8月7日となっていることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる場所、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、旧姓を含む複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者から請求期間に係る国民年金保険料の納付等について具体的な陳述を得ることができない上、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800665号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900010号

第1 結論

平成15年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月及び同年5月

私は平成15年8月に結婚したが、結婚に関する諸々の手続を行う中で社会保険事務所(当時)を訪れた際、請求期間について学生納付特例の申請ができておらず、当該期間に係る国民年金保険料の納付が必要であることが分かった。

そのため、平成15年夏頃に銀行又は郵便局で請求期間に係る国民年金保険料を納付した。
調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、銀行又は郵便局で納付したと主張しているが、保険料を納付したとする郵便局、金融機関の名称及び支店名を記憶しておらず、国民年金保険料の納付場所について具体的な陳述は得られない。

また、A県B市は、請求期間に係る課税資料は保管していない旨回答しており、請求者の国民年金保険料の納付を推認することができない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間である上、収納事務が国に一元化された平成14年4月以降でもあり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800235号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900017号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社、C社及びD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和19年7月20日から昭和21年7月1日まで
② 昭和22年2月28日から昭和28年3月31日まで

国の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和21年7月1日、喪失年月日は昭和22年2月28日となっている。

しかし、A社発行の昇給通知により、請求期間①については昭和21年4月1日以前から同事業所に勤務していたこと、また、E県発行のF講座の修了證書により、請求期間②については昭和22年2月28日以降もA社、C社又はD社に勤務していたことが確認できる。

請求期間①はA社において、請求期間②はA社、C社又はD社のいずれかにおいて、それぞれ厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、B社は、昭和23年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の事業主は所在が不明のため、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①に同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在の判明した複数の者に照会を行ったが回答は得られず、これらの者に請求者の請求期間①における勤務実態等を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求者が氏名を挙げた同僚について、請求期間①にA社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、同人から請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、請求期間①当時の厚生年金保険法において、女子が被保険者とされたのは、同法が施行された昭和19年6月1日以降であり、厚生年金保険料の徴収が開始され、給付の対象となるのは同年10月1日以降であることから、請求期間①のうち同日より前の期間については、厚生年金保険の被保険者期間に算入されない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、オンライン記録によると、B社は、請求期間②の途中の昭和23年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の事業主は所在が不明のため、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主

に確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、請求期間②にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在の判明した者に照会し、複数の者から回答を得たが、請求者を知っていると回答した者はおらず、これらの者から請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、C社及びD社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらないところ、日本年金機構は、当該各事業所の適用状況はいずれも不明である旨回答している上、請求者が当該各事業所の理事長として氏名を挙げた者は、いずれも所在が不明であることから、請求期間②における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

加えて、オンライン記録において、請求者が氏名を挙げた同僚については、いずれの者にも請求期間②にA社、C社及びD社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。